



法人会キャラクター
「けんたくん」

公益社団法人 佐賀法人会 青年部会への ご入会のおすすめ!!

青年部会は、次世代を担う若手経営者および幹部社員が柔軟な発想と行動力で、税や経営について学び、地域社会へ貢献することを目指します。貴方も青年部会の仲間になりませんか？

租税教育 活動

■租税教室

佐賀税務署管内の小学生(高学年)を対象に、青年部会会員が講師となって、租税教室を実施しています。今後は、中学生以上にも対象を拡げ、実施する予定です。



■高校生税金〇×クイズ大会

佐賀税務署管内の高校生を対象に、税に関する関心や知識を高めてもらうため、税金〇×クイズを実施しています。



地域社会への 貢献活動

■アルモニア管弦楽団演奏会

佐賀税務署管内の学校(児童生徒・地域住民)を対象に、生の管弦楽演奏を聴く機会を提供しています。



■JR佐賀駅「旅の図書館」へ古本の寄贈

会員等から提供された読み終えた本を、JR佐賀駅コンコース内の「旅の図書館」に寄贈し、佐賀駅を利用される方に、本に親しむ機会を提供しています。

研修会

■青年部会・女性部会 合同研修会

毎年11月の「税を考える週間」に、佐賀税務署より講師を招き、研修会を開催しています。



会員交流

「全国青年の集い」への参加や、県内の青年部会会員との交流を図るゴルフ大会、視察研修など、多彩な事業を展開しています。



お問い合わせは

公益社団法人 佐賀法人会

事務局 TEL.0952-31-5039

FAX.0952-31-6348

佐賀法人会

検索

詳しくはホームページをご覧ください。



入会申込書

公益社団法人佐賀法人会青年部会に入会を申し込みます

| | | | | |
|-----|---------|-----|--------|------------|
| 法人名 | フリガナ | | | |
| | 法人名 | | 電話番号 | () — |
| | 所在地 | 〒 — | FAX番号 | () — |
| | 業種 | | | |
| 申込者 | フリガナ | | | |
| | 氏名 | | 印 | 生年月日 年 月 日 |
| | 役職名 | | 携帯電話番号 | — — |
| | メールアドレス | | | |

◎入会資格

(青年部会)49歳以下の方で、(公社)佐賀法人会の会員企業に勤務され、貴社が推薦する幹部社員。

◎年会費 3,000円

入会時及び定時大会終了後30日以内に年額を納入ください。

(但し、10月以降に入会された場合は、当該年度分の会費を1,500円とします)

◎申込方法

上記、入会申込書に記入の上、FAX(0952-31-6348)にてお申込みください。

推薦者氏名

【個人情報の取り扱いについて】

当会は、会員企業および青年部会員に関わる「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知等、青年部会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

上記に関するご質問やお届けいただいた個人情報のお問い合わせは下記窓口までお願いします。

公益社団法人佐賀法人会 個人情報取り扱い係

公益社団法人佐賀法人会 青年部会規約(抜粋)

〈趣旨〉

第1条 この規約は、公益社団法人佐賀法人会(以下「本会」という。)定款第35条の規定に基づき、青年部会(以下「部会」という。)の運営について定める。

〈目的〉

第2条 部会員は青年のもつ新鮮な感覚とたくましい行動力をもって、本会の目的及び事業に対し積極的に協力し、部会員相互の啓発を促進するとともに親睦を図って活動の原動力となる。

〈事業〉

第3条 部会は目的を達成するため、次の事業を行う。
 1 租税教育活動の推進及び地域社会貢献活動の企画・実施並びに活動への積極的参加
 2 部会員相互の情報交換を行い、異業種交流を行う
 3 その他、目的を達成するための必要な事業

〈部会員〉

第4条 部会員は本会会員の事業所に勤務する役職員で、部会の目的及び事業に積極的に協力する意思をもつ満49歳以下の者によって組織し、満50歳に達した年度の末日をもって部会員の資格を失う。

〈事業〉

第5条 当会は目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 法人会の組織の拡充、体質の強化を図るために必要な事項の研究具体案の作成
 (2) 会員の相互啓発を促進し、親睦を深めるための各種事業
 (3) 会員相互の情報交換を行い、異業種交流を行う

〈入会及び退会〉

第6条 部会の加入及び退会を希望するものは、所定の書式により手続きを行うものとする。